

●香川県告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により内海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
内海都市計画区域
- 2 縦覧場所
香川県土木部都市計画課